

総務環境委員会「今治市ごみ焼却施設建設事業」視察後のまとめ
 (尚、別紙視察報告については、岩垣委員の報告を参照とした。)

日 時	平成 29 年 10 月 24 日：総務環境委員会 10 月定例委員会
参 加 者	総務環境委員会 ◎中田清介、○渡辺甚一、谷村昭二、西田 稔、北村征男、岩垣和彦、水門義明、牛丸尋幸
視察報告	各自の報告書の内容に基づき、それぞれ今治市視察について印象に残った事項を述べ、全体で今後の高山市の事業の方向性とその留意点等について話し合った。そこでは今後の課題について様々な面から議論した。
今治市の建設までの経緯	今治市の建設候補地の選定と地元折衝、並びに地元の反対表明などの経緯については、高山市と同じような経過を辿っています。相違点は地元折衝がほぼ 3 年を経過したところで交渉継続は無理と判断して、一端事業の白紙撤回をしています。その背景には地元と締結している現焼却炉の運転同意期間が H25 であり、その再延長期間が 30 年 3 月末となっていることにより、スピード感をもって新焼却場の建設に取り組まなければならなかった事情があります。その後は約半年間で新焼却場建設用地を決定し（実は現焼却場の隣接地）、H26 年 2 月より工事に入り、H30 年 3 月末までに新焼却場の建設事業を終了する予定です。この間の環境アセスなどに要した期間は約 4 年、着工から約 4 年半。H18 年に新ごみ処理基本計画を策定してから 10 年の年月を要した事業でした。(別紙視察報告参照)
高山市の事業推進に関する今後の課題	<p>各委員から出された今治市の評価と高山市の今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いち早く白紙撤回をして次の事業展開に踏み切った今治市の決断は、多くの委員が評価をした。スピードが要求されるのがこうした事業であり、運転同意期間などで事業計画の後ろを切られている中では大切な視点。躊躇すればするほど先送りの弊害が出てくる。しかし高山市の場合は、市長による「地元町内会の同意が取り切れない中では着工しない」という宣言があり、事業計画の遅延が表面化している。 ・どういう経緯があって、これまで 50 年にわたりごみ処理を継続してきた現地区の同意がとれたのか、細かな点については口を濁された。しかし、行政の毅然たる対応という点については多くの委員が得心したところ。反面、地元反対者からの訴訟についての懸念もあった。特に任意団体の同意に基づく建設という点については、法的根拠の点で問題もあるのではと視察先でも指摘してきたところでもあった。 ・排ガス等の国の基準と自主基準の設定と公表の必要性についても、各委員から指摘があった。基準値の設定も含めて高山市はHPで公表しているが、極めてわかりにくい公表の仕方であり、今治市の公表の仕方とは雲泥の差がある。この点は早急に是正されるべきとの全員の意見であった。 ・PPPの活用を指摘する意見も多かった。PPPの中にはPFI、指定管理者制度、公設民営（DBO）方式、包括的民間委託なども含まれるが、

	<p>今治市はDBO方式を採用して建設に向かっている。環境基準の強化と市民の環境意識の高まりもあり、その建設には、イニシャルコスト、ランニングコストとも高騰している。事業の安定的な運営と人件費を含めたコスト意識の高まりからすれば、高山市においても十分に検証してみる必要があるとの見解が多かった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • また、焼却施設の運転に伴う排ガス等の基準設定では、大型施設はより高度な基準で安定的に焼却ができると見られており、その為排ガス基準はより厳しい数値が設定されており、高山市もどの程度の炉の建設に向かうのかの視点で計画を練る必要がある。また、今後その安定的な運転を可能にするだけのごみ処分量が確保できるのか、ごみの減量化の推進と人口減少なども加味して検証する必要性が指摘された。 • 煙突の高さと風向きによるダウンウォッシュ効果やダウンドラフト効果についても、施設建設にはついて回る事象の一つ。丁寧な説明が必要である。今治の例では農業者の環境意識も問題点として指摘された。 • 行政の関わり方の問題では、「情報公開と事前協議の必要性とタイミング」、「行政の迅速な判断と対応」、「行政における町内要望の受け止め方」、「不断の行政努力による住民との合意形成」についても、各委員から指摘があった。(視察報告書参照)。こうした問題については、不断の折衝の中で解決の糸口を見出す努力も必要である。もつれた解決の糸口を探るのは誰なのか、今の状況では見えてきていない。 • 町内要望への対応では、今治市は周辺地区の道路や水路の整備等必要と認める基盤整備のみに絞ったと言われた。しかし補助金等の対応について質したところ、担当者はこちらでも少し口を濁された。半年間で再度の建設同意を得るにはかなり苦労されておると察した。
<p>考察</p>	<p>10月24日の総務環境委員会では以上の様な意見交換があった。</p> <p>このところの調査や視察を通じていえることは、行政の情報公開の在り方とその説明責任についてである。今回もその点を痛切に感じた。</p> <p>今治市でもそうであったが、行政内部で担当者及び関係者（建設検討委員会）だけで決定され、情報公開が不十分な中での候補地の選定については、概ね同意は得られないという事なのではないか。</p> <p>今治市では、果敢に白紙撤回を表明して次善の策を講じたが、高山市にも要求されることは、計画が大幅に遅延している現状では、スピード感をもって対処するためには見習うべき対応なのではないかと感じる。</p> <p>ここまでくると、委員会の意見書では、「性能保証期間の延長は建設とは切り離して対応すべき」と説いたが、今治市の例にもあるように、地元同意から諸手続きの完了、工事着手から完成までの期間には10年を要している。高山市でも同程度はかかると考えるのが普通。逡巡している間に時はどんどん過ぎていき、問題解決は先延ばしされることとなる。行政はいったん立ち止まり次善の策を講ずるべきである。その際には委員会が意見具申した内容に</p>

もあるとおり、「事前に調査し報告すべき事項。（施設規模、環境保全対策、煙突の高さ、ごみ焼却方式、環境学習機能、防災機能、事業方式、生活環境影響調査等）やその手法、地元住民の意向の反映」といった点については、徹底して検証の上、事業計画の推進に臨まれることが必要と考える。

環境基準の比較

今治市	国の基準	今治新焼却炉	国の基準(今治市現施設)	今治市現焼却炉の自主基準
煤塵	0.08g/m ³ _N	0.01g/m ³ _N	0.08g/m ³ _N	0.03g/m ³ _N
硫黄酸化物	K値=14.5 (約 2,000ppm)	30ppm	K値=14.5 (約 3,400ppm)	K値=1
塩化水素	700mg/m ³ _N (約 430ppm)	40ppm	700mg/m ³ _N (約 430ppm)	200ppm
窒素酸化物	250ppm	50ppm	250ppm	125ppm
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ _N	0.05ng-TEQ/m ³ _N	1ng-TEQ/m ³ _N	発表数値は非常に小さい

釜石溶融炉	国の基準	釜石新溶融炉
煤塵	0.08g/m ³ _N	0.02g/m ³ _N 以下
硫黄酸化物	K値=14.5 (約 3,400ppm)	50ppm以下
塩化水素	700mg/m ³ _N (約 430ppm)	80ppm以下
窒素酸化物	250ppm	100ppm以下
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ _N	0.1ng-TEQ/m ³ _N 以下

高山市	国の基準	H28 測定値	H27 測定値	H26 測定値
煤塵	0.08g/m ³ _N	0.033g/m ³ _N	0.003g/m ³ _N 未滿	0.003g/m ³ _N
硫黄酸化物	K値=17.5	K値=0.1	K値=0.14	K値=0.21
塩化水素	430ppm	123ppm	123PPM	185PPM
窒素酸化物	250ppm	75ppm	78PPM	120PPM
ダイオキシン類	1ng-TEQ/m ³ _N	0.088ng-TEQ/m ³ _N	0.11ng-TEQ/m ³ _N	0.06ng-TEQ/m ³ _N

測定値は年2回(6月・1月)のうち第2回目の数値

先に述べたように、焼却炉の規模により基準値が異なるもの（ダイオキシン類）や、地域特性をK値として示されているものなどがあるが、事前に自主基準を設定する事の必要性はこれから大切な視点。一方で国の基準値というのはここ15年くらい改正されていないなども指摘されている。市民を納得させられる数値の公表が必要となってくる。